

砥部町男女共同参画推進審議会における公募委員の選考に関する要領

平成23年3月17日

告示第21号

(趣旨)

第1条 この告示は、砥部町男女共同参画推進審議会規則（平成23年砥部町規則第4号）第3条第3号に規定する委員（以下「公募委員」という。）の選考について、砥部町附属機関等の委員の公募に関する要綱（平成19年砥部町告示第37号）第8条に基づき必要な事項を定めるものとする。

(委員数)

第2条 公募委員数は、2人以内とする。

(応募資格)

第3条 応募資格は、次のとおりとする。

- (1) 応募日現在18歳以上の者で町内に在住する者
- (2) 平日に年3回程度開催する砥部町男女共同参画推進審議会に出席できる見込みのある者
- (3) 応募日現在で砥部町の他の3以上の附属機関等の委員でない者
- (4) 砥部町の議会議員、行政委員会の委員又は町職員でない者

(公募の方法)

第4条 委員の公募にあたっては、広報紙や町ホームページに掲載して広く周知する。

2 応募者は、砥部町男女共同参画推進審議会「公募委員」応募用紙（様式第1号）に必要事項を記入して、募集期間内に、持参、郵送、ファクス又は電子メールで提出するものとする。

(選考会)

第5条 公募委員の候補者を選考するため、砥部町男女共同参画推進審議会公募委員選考会（以下「選考会」という。）を置く。

- 2 選考会は、副町長、企画財政課長及び社会教育課長をもって構成する。
- 3 選考会は、必要に応じ、副町長が招集する。
- 4 選考会の事務局は、企画財政課に置く。

(選考基準)

第6条 公募委員は、砥部町男女共同参画推進審議会「公募委員」応募用紙に記載されている事項を選考基準（別表第1）により評価して、候補者を選考する。選考に当たっては、必要に応じて面接を行う。

(選考結果の通知)

第7条 選考結果は、応募者全員に通知する。

(応募用紙の取扱い)

第8条 応募用紙に記載されている個人情報、公募委員の募集や選考のために使用し、その目的以外に利用しないものとする。

附 則

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成31年4月12日告示第85号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和2年3月6日告示第19号）

この告示は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年4月18日告示第96号）

この告示は、公表の日から施行する。

附 則（令和6年3月12日告示第38号）

この告示は、令和6年4月1日から施行する。

別表第1 選考基準（第6条関係）

選考会各委員が応募者の応募書類について審査する。

男女共同参画推進審議会の職務内容に適合する意見を持つ者の中から、次表の評価項目に従い、採点し、得点合計の上位者の中から公募委員を選考する。

得点合計が同点の場合は、抽選により候補者の順位を決定する。

審査員3人の得点合計が45点（満点90点）に満たない場合は、候補者として推薦しない。

区分	審査員1人当たり 配点	審査のポイント
性別	3点	公募委員を除いた委員候補者に、女性が3割以上確保できていないとき、 女性に…3点
生年月日	3点	公募委員を除いた委員候補者に 10歳区分に分けた同世代がないとき…3点 10歳区分に分けた同世代が1人しかいないとき …1点
年齢	3点	30歳未満…3点 40歳未満…2点 60歳未満…1点
職業	3点	①町議会議員、町行政委員会委員、町職員…失格 ②上以外の公務員…1点 ③上の①②以外…3点
現在、選任（応募）されている他の附属機関等	3点	ない。…3点 1つある。…1点 3つ以上ある。…失格
男女共同参画に対する意見や応募の動機など	15点	砥部町の男女共同参画の推進に対して意欲や熱意がとても感じられる。…5点、感じられる。…3点 論理に一貫性があり、まとまっていてとてもわかりやすい。…5点、わかりやすい。…3点 応募動機が特に優れている。…5点、優れている。…3点
合計	30点	

砥部町男女共同参画推進審議会「公募委員」応募用紙

申込日 年 月 日

砥部町男女共同参画推進審議会委員に次のとおり応募します。

ふりがな		性別	男 ・ 女
氏名			
生年月日	年 月 日生	職業	
住所 (連絡先)	〒 ー ー 砥部町 ー ー 番地 電話番号 ー ー		
現在、あなたが選任 (応募)されている他の 附属機関等の名称	1	2	[※3以上選任(応募)されている人は応募できません。]
砥部町の男女共同参 画推進に対する意見、 提言や応募の動機な ど	(※400字程度で書いて下さい。書ききれない時は別の紙に書いて 下さい。)		
<p>1 「性別」「生年月日」「職業」欄は、幅広い年齢層、分野、性別から委員を選任するために記入していただくものです。</p> <p>【問合せ先及び申込先】 〒791-2195 砥部町宮内 1392 番地 砥部町役場企画財政課企画政策係 TEL089-909-4670 (企画財政課直通)、FAX089-962-4277 メール 020kikaku@town.tobe.ehime.jp</p>			

(注) 記入していただいた氏名や住所などの個人情報、公募委員の選考のために使用するもので、その目的以外には利用しません。